



建设用地土地有偿使用费的，要严格按照有关规定进行处理，按日加收滞纳金，并依法追究有关责任人的责任。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：  
财政部、国土资源部、中国人民银行关于调整新增建设用地土地有偿使用费政策等问题的通知  
[http://www.mof.gov.cn/news/20061120\\_2253\\_21714.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20061120_2253_21714.htm)  
新增建设用地土地有偿使用费征收标准  
[http://www.mof.gov.cn/news/file/fj1\\_20061120\\_20061120.doc](http://www.mof.gov.cn/news/file/fj1_20061120_20061120.doc)  
新增建设用地土地有偿使用费征收等别  
[http://www.mof.gov.cn/news/file/fj2\\_20061120\\_20061120.doc](http://www.mof.gov.cn/news/file/fj2_20061120_20061120.doc)

I [上海市国家税务局、上海市发展和改革委员会转发《国家税务总局、国家发展和改革委员会关于印发外商投资项目采购国产设备退税管理试行办法的通知》的通知](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市发展和改革委员会  
【发布文号】沪国税进【2006】55号  
【发布日期】2006-11-13  
【实施日期】2006-11-13  
【提示】根据该通知：

- n 上海市《符合国家产业政策的外商投资项目确认书》和《项目采购国产设备清单》，由上海市发展和改革委员会按照《关于上海市外商投资项目采购国产设备申请办理〈符合国家产业政策确认书〉的操作办法》（以下简称“《操作办法》”）负责办理。
- n 凡在2006年07月01日至该《操作办法》下发前主管税务机关已办理退税的外商投资项目，企业应按《操作办法》向市发展改革委申请补办“项目确认书”和“设备清单”；2006年11月30日前未取得上海市发展和改革委员会出具的“项目确认书”和“设备清单”的，主管税务机关将向企业收回已退国产设备税款。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：  
上海市国家税务局、上海市发展和改革委员会转发《国家税务总局、国家发展和改革委员会关于印发外商投资项目采购国产设备退税管理试行办

た場合、新たに追加する建設用地の土地有償使用料を規定通りに遅滞なく全額を納付しない場合、及び、新たに追加する建設用地の土地有償使用料を無断で減免・納付期間延期・保留・占有・流用した場合、関係規定に厳格に従い処理し、1日につき滞納金を追加徴収し、また、法に従い関係責任者の責任を追及する。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
新たに追加する建設用地の有償使用料の政策等を調整することについての財政部、国土资源部、中国人民银行による通知  
[http://www.mof.gov.cn/news/20061120\\_2253\\_21714.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20061120_2253_21714.htm)  
新たに追加する建設用地の土地有償使用料の徴収基準  
[http://www.mof.gov.cn/news/file/fj1\\_20061120\\_20061120.doc](http://www.mof.gov.cn/news/file/fj1_20061120_20061120.doc)  
新たに追加する建設用地の土地有償使用料の徴収等級別基準  
[http://www.mof.gov.cn/news/file/fj2\\_20061120\\_20061120.doc](http://www.mof.gov.cn/news/file/fj2_20061120_20061120.doc)

I [「外商投資プロジェクトが国産設備を購入した場合の税金還付管理試行弁法を印刷配布することについての国家税務総局、国家発展改革委員会による通知」を上海市国家税務局、上海市発展改革委員会が伝達する通知](#)

【発布機関】上海市国家税務局、上海市発展改革委員会  
【発布番号】滬国税進【2006】55号  
【発布日】2006-11-13  
【施行日】2006-11-13  
【コメント】同通知によると以下の通りである。

- n 上海市の「国家産業政策に適合する外商投資プロジェクト確認書」及び「プロジェクトが購入する国産設備リスト」については、上海市発展改革委員会が「上海市外商投資プロジェクトが国産設備を購入する際に『国家産業政策適合確認書』の申請を申請することについての取扱弁法」（以下「『取扱弁法』という）に従い、責任をもって取り扱う。
- n 2006年7月1日から同「取扱弁法」が発布されるまでに主管税務機関がすでに税金還付を行なったすべての外商投資プロジェクトについては、企業は「取扱弁法」に従い発展改革委員会に対し「プロジェクト確認書」と「設備リスト」の補充申請を申請しなければならない。2006年11月30日までに上海市発展改革委員会が発行する「プロジェクト確認書」と「設備リスト」を取得しない場合、主管税

法的通知》的通知

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9013.html>  
关于上海市外商投资项目采购国产设备申请办理  
<符合国家产业政策确认书>的操作办法  
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/jkss/userobject7ai23543/00000001.doc>

I 上海市地方税务局关于转发《国家税务总局关于加强房地产交易个人无偿赠与不动产税收管理有关问题的通知》的通知

【发布单位】上海市地方税务局

【发布文号】沪地税流【2006】59号

【发布日期】2006-11-20

【实施日期】2006-11-20

【提示】根据该通知：

- n 上海市地方税务局转发《国家税务总局关于加强房地产交易个人无偿赠与不动产税收管理有关问题的通知》(国税发【2006】144号)的要求,将个人向他人无偿赠与不动产分为继承、遗产处分及其他无偿赠与不动产等三种情况,并要求加强个人无偿赠与不动产的营业税税收管理、加强个人将受赠不动产对外销售的税收管理、加强对个人无偿赠与不动产的后续管理等。
- n 个人继承房屋行为的有关契税政策仍按《国家税务总局关于继承土地、房屋权属有关契税问题的批复》(国税函【2004】1036号)有关规定执行。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

上海市地方税务局关于转发《国家税务总局关于加强房地产交易个人无偿赠与不动产税收管理有关问题的通知》的通知  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9076.html>  
《国家税务总局关于继承土地、房屋权属有关契税问题的批复》  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554319/1016807.html>

務機関は企業からすでに還付済の国産設備の税金を取り戻す。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
「外商投資プロジェクトが国産設備を購入した場合の税金還付管理試行弁法を印刷配布することについての国家税務総局、国家発展改革委員会による通知」を上海市国家税務局、上海市発展改革委員会が伝達する通知  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9013.html>  
上海市外商投資プロジェクトが国産設備を購入する際に「国家産業政策適合確認書」の手続を申請することについての取扱弁法  
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/jkss/userobject7ai23543/00000001.doc>

I 「不動産取引における個人の無償贈与不動産税収管理を強化することについての国家税務総局による通知」を伝達することについての上海市地方税務局による通知

【発布機関】上海市地方税務局

【発布番号】滬地税流【2006】59号

【発布日】2006-11-20

【施行日】2006-11-20

【コメント】同通知によると次の通りである。

- n 上海市地方税務局は「不動産取引における個人の無償贈与不動産税収管理を強化することについての国家税務総局による通知」(国税発【2006】144号)の要求を伝達し、個人から他人への不動産無償贈与を継承、遺産処分及び不動産を無償贈与するその他の状況の3通りに分類し、個人が不動産を無償贈与する場合の営業税収管理を強化し、個人が贈与された不動産を対外的に販売した場合の税収管理を強化し、個人が不動産を無償贈与した場合の後続管理を強化するよう求めている。
- n 個人が建物を継承する場合の係る不動産購入税政策については、そのまま「土地、建物の権利帰属に関係する不動産購入税を継承することについての国家税務総局による返答」(国税函【2004】1036号)の関係規定に基づき執行する。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
「不動産取引における個人の無償贈与不動産税収管理を強化することについての国家税務総局による通知」を伝達することについての上海市地方税務局による通知  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9076.html>  
「土地、建物の権利帰属に関係する不動産購入税を継承することについての国家税務総局による返答」  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554319/1016807.html>



【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### I 最高人民法院正在制定与公司诉讼相关的司法解释

据悉，最高人民法院正在调研，适时将制定与公司诉讼相关的司法解释。

2006年01月01日施行的新《公司法》一定程度上发展完善了公司诉讼制度，增加了许多“承担赔偿责任”、“可向人民法院起诉”等内容，大大增强了公司类纠纷的可诉性。今年以来起诉到法院的公司诉讼案件明显增多。

但由于新《公司法》规定比较原则，具有可操作性的配套规范尚未出台，给司法实践带来了一定困难，各地做法也不尽统一，主要表现在诉讼主体的确定、受理条件的把握、管辖问题、诉讼费收取问题等方面。因此，最高人民法院将适时制定与公司诉讼相关的司法解释。

(摘自2006年11月22日《法制日报》)

### I 《中华人民共和国外资银行管理条例》实施后设立各类外资银行机构的利弊比较

2006年11月11日，中国国务院在全面修订原《中华人民共和国外资金融机构管理条例》的基础上，出台了新的《中华人民共和国外资银行管理条例》(以下简称“《外资银行管理条例》”)，该条例将于2006年12月11日正式实施。

《外资银行管理条例》是中国为履行加入WTO的承诺而采取的积极措施，其修订主要体现在对外资银行开放对中国境内公民的人民币业务(以下简称“人民币零售业务”)，取消开展业务的地域限制以及其他非审慎性限制，在承诺基础上对外资银行实行国民待遇，并引导外资银行本地注册。该条例实施后，外国金融机构在中国所设立的外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行、代表处等应符合新的准入条件和监管条件。律师比较《外资银行管理条例》正式实施后外国金融机构在华设立各外资银行机构的利弊如下，供参考：

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関係する新たな情報

### I 最高人民法院は会社訴訟に関する司法解释を制定中である

最高人民法院は会社訴訟に関する施行解釈を調査研究中であり、時機を見てこれを制定することである。

2006年1月1日に施行された新「会社法」は、会社訴訟制度をある程度整え、数多くの「賠償責任を負う」、「人民法院に提訴できる」等の内容を追加し、会社関係の訴訟可能性を大幅に高めた。今年になってから、法院に起訴された案件は明らかに増えている。

但し、新「会社法」の規定はかなり原則的な内容であり、実際の扱いについて詳細に定められた関連する規範は未だ公布されていないため、司法の実務上はやや取り扱いをやや難しくしており、各地でのやり方も均一的ではなく、それらは主には訴訟主体の確定、受理条件の把握、管轄問題、訴訟費用の受取等の面で見られる。したがって、最高人民法院は時機をみて会社訴訟に関するし解釈を制定する予定である。

(2006年11月22日付の「法制日報」より抜粋)

### I 「中華人民共和國外資銀行管理条例」の施行後に各種の外資銀行機構を設立する場合のメリットとデメリットの比較

2006年11月11日、中国国务院はもとの「中華人民共和國外資金融機構管理条例」を全面的に改正した上で、「中華人民共和國外資銀行管理条例」(以下「『外資銀行管理条例』」)を新たに公布し、同条例は2006年12月11日から正式に施行されることになった。

「外資銀行管理条例」は中国がWTO加盟の公約を履行するために講じた積極的な措置であり、その改正箇所は主に外資銀行に対し、中国域内の公民に対する人民元業務(以下「人民元小口業務」という)の開放、業務を展開する上での地域的制限及びその他の一般的な制限の撤廃といった面で反映され、公約をベースに外資銀行に内国民待遇を実施すると同時に外資銀行をその地で登録するよう導く。同条例が施行された後は、外国の金融機構が中国に設立した外商独资銀行、中外合弁銀行、外国銀行の支店、駐在員事務所等は新たな参入条件と監督管理条件を満たさなければならない。ご参考まで、「外資銀行管理条例」が正式に施行された後に外国金融機構が中国に設立する各種の外資銀行機構のメリットとデメリットを比較してみる。

項目	外商独資銀行	中外合資銀行	外国銀行分行	外国銀行代表處
注册資本最低限額	10 億元人民幣或等值自由兌換貨幣。	10 億元人民幣或等值自由兌換貨幣。	營運資金：2 億元人民幣或等值自由兌換貨幣。	无
股東條件	<p>1. 《外資銀行管理條例》第 9 條規定的條件；</p> <p>2. 唯一或控股股東應具備下列條件：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>∅ 為商業銀行；</li> <li>∅ 在中國境內已設立代表處 2 年以上；</li> <li>∅ 提出申請前 1 年年末總資產不少於 100 億美元；</li> <li>∅ 資本充足率符合所在國（地區）金融監管當局及國務院銀行業監督管理機構（以下簡稱“銀監會”）的規定。</li> </ul>	<p>1. 《外資銀行管理條例》第 9 條規定的條件；</p> <p>2. 外方唯一或控股股東應符合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>∅ 為商業銀行；</li> <li>∅ 在中國境內已設立代表處；</li> <li>∅ 提出申請前 1 年年末總資產不少於 100 億美元；</li> <li>∅ 資本充足率符合所在國（地區）金融監管當局及銀監會的規定。</li> </ul>	<p>1. 《外資銀行管理條例》第 9 條規定的條件；</p> <p>2. 提出申請前 1 年年末總資產不少於 200 億美元；</p> <p>3. 資本充足率符合所在國或地區金融監管當局以及監會的規定；</p> <p>4. 初次設立的分行，在中華人民共和國境內已設立代表處 2 年以上。</p>	《外資銀行管理條例》第 9 條規定的條件。

プロジェクト	外商独資銀行	中外合資銀行	外国銀行支店	外国銀行駐在員事務所
登録資本金の最低限度額	10 億人民幣又は同額の自由兌換通貨。	10 億人民幣又は同額の自由兌換通貨。	運営資金：2 億人民幣又は同額の自由兌換通貨。	なし。
出資者の条件	<p>1. 「外資銀行管理條例」第 9 條に定める条件</p> <p>2. 唯一の又は經營を支配する出資者は以下の条件を具備していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>∅ 商業銀行であること。</li> <li>∅ 中国域内に駐在員事務所を 2 年以上設立していること。</li> <li>∅ 設立の申請を出す前の 1 年の年末総資産が 100 億米ドルを下回らないこと。</li> <li>∅ 資本金の充足率が所在国（地区）の金融管理監督當局及び國務院</li> </ul>	<p>1. 「外資銀行管理條例」第 9 條に定める条件</p> <p>2. 外方の唯一の又は經營を支配する出資者は次の条件を満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>∅ 商業銀行であること。</li> <li>∅ 中国域内に駐在員事務所をすでに設立していること。</li> <li>∅ 設立の申請を出す前の 1 年の年末総資産が 100 億米ドルを下回らないこと。</li> <li>∅ 資本金の充足</li> </ul>	<p>1. 「外資銀行管理條例」第 9 條に定める条件</p> <p>2. 設立の申請を出す前の 1 年の年末総資産が 200 億米ドルを下回らないこと。</p> <p>3. 資本金の充足率が所在国又は地区の金融監督管理當局及び銀監會の規定を満たしていること。</p> <p>4. 支店を初めて設立する場合、中華人民共和國域内に駐在員事務所を 2 年以上設立していること。</p>	「外資銀行管理條例」第 9 條に定める条件

設立審批期限	1. 一般情況下, 14 個月以內; 2. 特殊情況下, 銀監會可決定延期 3 個月, 申請人可申請延期 3 個月。	1. 一般情況下, 14 個月以內; 2. 特殊情況下, 銀監會可決定延期 3 個月, 申請人可申請延期 3 個月。	1. 一般情況下, 14 個月以內; 2. 特殊情況下, 銀監會可決定延期 3 個月, 申請人可申請延期 3 個月。	6 個月。
政府對設立各類型外資銀行機構的態度	1. 引導設立; 2. 鼓勵將已設立外國銀行分行改制為本類型, 將开辟綠色審批通道, 在 1-3 個月內快速完成審批。	引導設立。	尊重外國銀行意願, 不引導, 也不限制。	設立營業性機構, 除已設立代表處外, 不得增設代表處, 但符合區域發展戰略及政策地區除外。

	銀行業監督管理機構(以下「銀監會」という)の規定を満たしていること。	率が所在国(地区)の金融監督管理当局及び銀監会の規定を満たしていること。		
設立の審査承認の期限	1. 通常、14 ヶ月以内。 2. 特殊な状況の場合、銀監会は 3 ヶ月延期を決定することができ、申請者は 3 ヶ月の延期を申請できる。	1. 通常、14 ヶ月以内。 2. 特殊な状況の場合、銀監会は 3 ヶ月延期を決定することができ、申請者は 3 ヶ月の延期を申請できる。	1. 通常、14 ヶ月以内。 2. 特殊な状況の場合、銀監会は 3 ヶ月延期を決定することができ、申請者は 3 ヶ月の延期を申請できる。	6 ヶ月。
各種の外資銀行機構を設立することについての政府の態度	1. 設立を指導する。 2. すでに設立した外国銀行の支店を同形態に改正することを奨励し、審査承認のグリーン通路を開設し、1-3 ヶ月以内に審査承認を迅速に済ませる。	設立を指導する。	外国銀行の意思を尊重し、指導はせず、制限もしない。	営業性機構を設立する場合、すでに設立した駐在員事務所のほか、駐在員事務所を新たに設置してはならないが、国の地域経済発展戦略及び関係する政策に適合する場合は除く。

<p>业务范围</p>	<p>1. 《外资银行管理条例》第 29 条; 2. 新增业务: Ø 银行卡业务; Ø 提供资信调查和咨询服务; Ø 经批准开展人民币零售业务。</p>	<p>1. 《外资银行管理条例》第 29 条; 2. 新增业务: Ø 银行卡业务; Ø 提供资信调查和咨询服务; Ø 经批准开展人民币零售业务。</p>	<p>1. 《外资银行管理条例》第 31 条; 2. 新增业务: Ø 提供资信调查和咨询服务; Ø 经批准吸收中国境内公民每笔不少于 100 万元人民币的定期存款。</p>	<p>联络、市场调查、咨询等非经营性活动。</p>
<p>开展人民币业务的审批条件</p>	<p>1. 开业 3 年以上; 2. 连续 2 年盈利; 3. 其他审慎性条件; 4. 其下各分行开展人民币业务无需单独审批; 5. 外国银行分行改制为外商独资银行的, 第 1、2 项规定的期限自外国银行分行设立之日起算。</p>	<p>1. 开业 3 年以上; 2. 连续 2 年盈利; 3. 其他审慎性条件; 4. 其下各分行开展人民币业务无需单独审批。</p>	<p>1. 开业 3 年以上; 2. 连续 2 年盈利; 3. 其他审慎性条件; 4. 同一外国银行在中国所设立各分行开展人民币业务需单独审核。</p>	<p>无法开展人民币业务。</p>

<p>業務範圍</p>	<p>1. 「外資銀行管理条例」第 29 条 2. 新たに追加する業務: Ø 銀行カード業務 Ø 与信調査及びコンサルティングサービスの提供 Ø 承認を受けた上での小口人民幣の取扱</p>	<p>1. 「外資銀行管理条例」第 29 条 2. 新たに追加する業務: Ø 銀行カード業務 Ø 与信調査及びコンサルティングサービスの提供 Ø 承認を受けた上での小口人民幣業務の取扱</p>	<p>1. 「外資銀行管理条例」第 31 条; 2. 新たに追加する業務: Ø 与信調査及びコンサルティングサービスの提供 Ø 承認を受けた上で、中国域内の公民の 1 口 100 万人民币元を下回らない定期預金を吸収する</p>	<p>連絡、市場調査。コンサルティング等の非経営性活動。</p>
<p>人民幣業務を展開する場合の審査承認条件</p>	<p>1. 開業して 3 年以上であること。 2. 2 年連続して利益を計上していること。 3. 慎重に取り扱うべきその他の条件。 4. その傘下の各支店が人民幣業務を取り扱う場合、個別の審査承認は不要である。 5. 外国銀行の支店を外商独資銀行に改める場合、第 1、2 項に定める期限は外国銀行の支店設立日より起算する。</p>	<p>1. 開業して 3 年以上であること。 2. 2 年連続して利益を計上していること。 3. 慎重に取り扱うべきその他の条件。 4. その傘下の各支店が人民幣業務を取り扱う場合、個別の審査承認は不要である。</p>	<p>1. 開業して 3 年以上であること。 2. 2 年連続して利益を計上していること。 3. 慎重に取り扱うべきその他の条件。 4. 同一の外国銀行が中国に各支店を設立し人民幣業務を取り扱う場合、個別の審査承認が必要である。</p>	<p>人民幣業務を取り扱うことはできない。</p>

特殊监管要求	<p>1. 应当遵守《中华人民共和国商业银行法》关于资产负债比例管理的规定；</p> <p>2. 应当遵守国务院银行业监督管理机构有关公司治理的规定；</p> <p>3. 应当遵守国务院银行业监督管理机构有关关联交易的规定。</p>	<p>1. 应当遵守《中华人民共和国商业银行法》关于资产负债比例管理的规定；</p> <p>2. 应当遵守国务院银行业监督管理机构有关公司治理的规定；</p> <p>3. 应当遵守国务院银行业监督管理机构有关关联交易的规定。</p>	<p>1. 30% 营运资金应划入专项存款；</p> <p>2. 营运资金总额不得超过本行净资产的60%；</p> <p>3. 流动性资产余额与流动性负债余额之比不得低于25%；</p> <p>4. 境内资产余额不得超过境内本外币余额；</p> <p>5. 在中国境内设立2家以上的分支机构的，应当授权其中1家分行实施统一管理；</p> <p>6. 其民事责任由总行承担。</p>	<p>1. 不得从事任何经营性活动；</p> <p>2. 其产生的民事责任由所表外银行承担。</p>
--------	--	--	--	--

特殊な監督管理上の要求	<p>1. 「中華人民共和國商業銀行法」の資産負債比率管理についての規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 國務院銀行業監督管理機構の会社管理に関する規定を遵守しなければならない。</p> <p>3. 國務院銀行業監督管理の關係取引に関する規定を遵守しなければならない。</p>	<p>1. 「中華人民共和國商業銀行法」の中の資産負債比率管理についての規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 國務院銀行業監督管理機構の会社管理に関する規定を遵守しなければならない。</p> <p>3. 國務院銀行業監督管理の關係取引に関する規定を遵守しなければならない。</p>	<p>1. 30%の運営資金は銀監会が指定する利益資産の形式で存在しなければならない。</p> <p>2. 運営資金と引当金の合計の中の人民元の割合とその人民元リスク資産との比率は8%を下回らない。</p> <p>3. 流動性資産の残額と流動性負債の比率は25%を下回らない。</p> <p>4. 域内の外貨資産の残額は域内の外貨負債の残額を下回ってはならない。</p> <p>5. 中国域内に2店及びそれ以上の支店を設立する外国銀行は、そのうちの1つの支店に対し、その他の支店を統一管理する権限を付与しなければならない。</p> <p>6. その民事責任は本店が負う。</p>	<p>1. 如何なる形式での経営活動にも従ってはならない。</p> <p>2. その行為について発生する民事責任は、代表する外国銀行が負う。</p>
-------------	---	---	---	--



律师注意到，《外资银行管理条例》反映了强烈的法人银行导向政策，同时为已设立的外国银行分行转制为外商独资银行提供了诸多便利和优惠条件。目前，主管部门正在制定或修改相关法律，例如，外商投资企业所得税法、银行卡管理条例等，该等法律将逐步为《外资银行管理条例》的具体实施提供法律保证。律师认为，从长远来看，发展法人银行是中国外资银行的必然趋势，因此，外国金融机构无论是否现在计划经营人民币零售业务，把握该等时机转变为（或设立）法人银行，无疑是节省未来转制（设立）成本、开拓未来中国市场的一个有利选择。

**【备注】**

查看《中华人民共和国外资银行管理条例》，请点击以下网址：

<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=354168>

（里兆律师事务所 2006 年 11 月 24 日整理编写）

「外資銀行管理条例」は法人銀行の強いガイドラインを反映すると共に、すでに設立した外国銀行の支店が外商独資銀行へと変わるにあたり数多くの利便性と優遇条件を提供していることがわかる。現在、主管部门は、外商投資企業所得税法、銀行カード管理条例等の関係する法律を制定又は改正中であり、これらの法律はまさに「外資銀行管理条例」を実際に施行するにあたっての法的な裏付けとなりつつある。長期的に見た場合、法人銀行が発展していくのは必須であり、そのため、外国の金融機構が現時点で小口人民元業務を取り扱うことを計画しているかどうかに関わらず、このチャンス把握住して法人銀行へと変わる（又は設立）ことは、将来の体制変更（設立）のコストを節約し、将来の中国市場を開拓するのに有利な選択であることは間違いないと思われる。

**【備考】**

「中華人民共和国外資銀行管理条例」をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=354168>

（里兆法律事務所が 2006 年 11 月 24 日付で作成）